



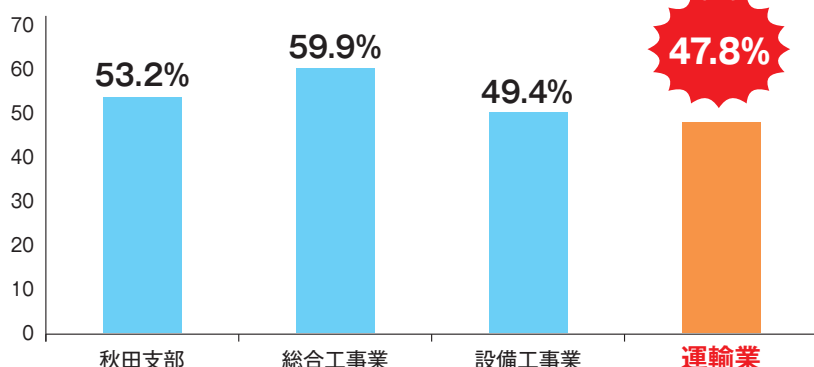
協会けんぽ通信

この夏、健診に行ってみませんか？

暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。暑さ対策や水分補給など、自身の健康状態に気を配る機会が増えてきたことと思います。そうした日々の体調管理に加えて、自身の健康状態を把握することができる「健診」を受診していますか？今回は健診についてご案内いたします。



生活習慣病予防健診の受診率（秋田支部および業態別）



運輸業は
他の業態よりも
受診率が低い
状態です



・「生活習慣病予防健診」とは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査等、被保険者（ご本人）に受けていただくものです。
・グラフは、協会けんぽ秋田支部に加入している事業所のデータ（令和6年度）を反映しています。

生活習慣病予防 健診のメリット

ご本人さま

- ・約19,000円の健診費用を協会けんぽが一部補助！約5,000円で受診できます。
- ・健診後に、健康状態を改善していくサポートが無料で受けられます！

事業主さま

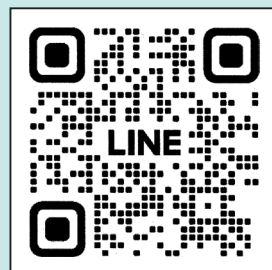
- ・労働安全衛生法の検査項目を満たしており、定期健診の結果として使用可能です！
- ・従業員の健康状態を把握することで、過重労働等の労災につながるリスクを減らすことができます！
- ・従業員が疾患を抱えながら働く状態を防ぐことができるため、生産性の向上につながります！

LINEで健診の 情報をお知らせします

秋田支部では、タイムリーに健康に関する情報をお届けしたいという思いから公式LINEを始めました。

健診の受診可能施設のお知らせのほか、秋田市内の健康に関するイベント情報などを配信しておりますので、この機会にぜひ友だち登録をお願いします！

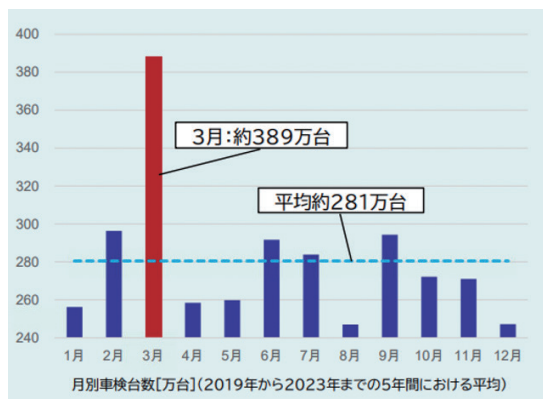
右の二次元コードから、
LINE登録ができます！





車検が有効期限の**2か月前**から 受検可能になりました！

【月別の車検台数】



車検は「有効期限満了日の1か月前から満了日までの間」に受検することになっていましたが、左の図のように3月に車検需要が集中することで「自動車整備士の残業・休日出勤の増加」「自動車ユーザーが整備や車検の予約がとりづらい」などの問題が生じていました。

そこで特定の期間に集中する業務の平常化・自動車の使用者全体の利便性向上を図るため、車検に関する規則の改正が行われました。



【道路運送車両法施行規則の改正】

※自家用乗用車の2回目以降の車検の例

～令和7年3月31日まで

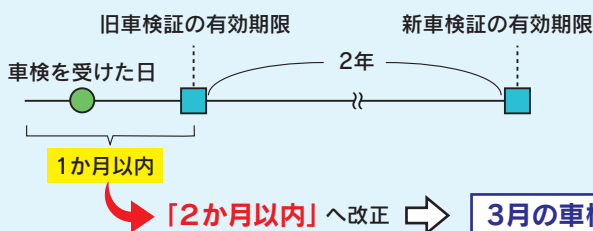
車検証(旧車検証)の
有効期限前 1 か月以内に受検すると、
新車検証の有効期限を
「旧車検証の有効期限から2年間」と
することができる。



令和7年4月1日～

車検証(旧車検証)の
有効期限前 2 か月以内に受検すると、
新車検証の有効期限を
「旧車検証の有効期限から2年間」と
することができる。

【イメージ】



GREEN×EXPO2027特別仕様 ナンバープレートのお知らせ

国土交通省では、GREEN×EXPO2027（2027年国際園芸博覧会）の開催を記念した特別仕様のナンバープレートを、希望者へ交付しています。このナンバープレートは**6月9日から事前申込を開始し、交付は7月14日からとなります。**

デザイン例はこちら！



申し込み方法や交付手数料など、詳しい情報はウェブサイト (<https://www.kibou-number.jp>) をご覧ください。